

令 4 . 1 0 . 5  
相 1 - 1

# 説明資料

令和4年10月5日（水）

財務省

- 1 相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況
- 2 相続税・贈与税の制度と課題
  - 2-1 現行制度の概要と課題
  - 2-2 課税方式のあり方について
  - 2-3 相続時精算課税や贈与税の非課税措置について

## 1 相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況

## 2 相続税・贈与税の制度と課題

### 2-1 現行制度の概要と課題

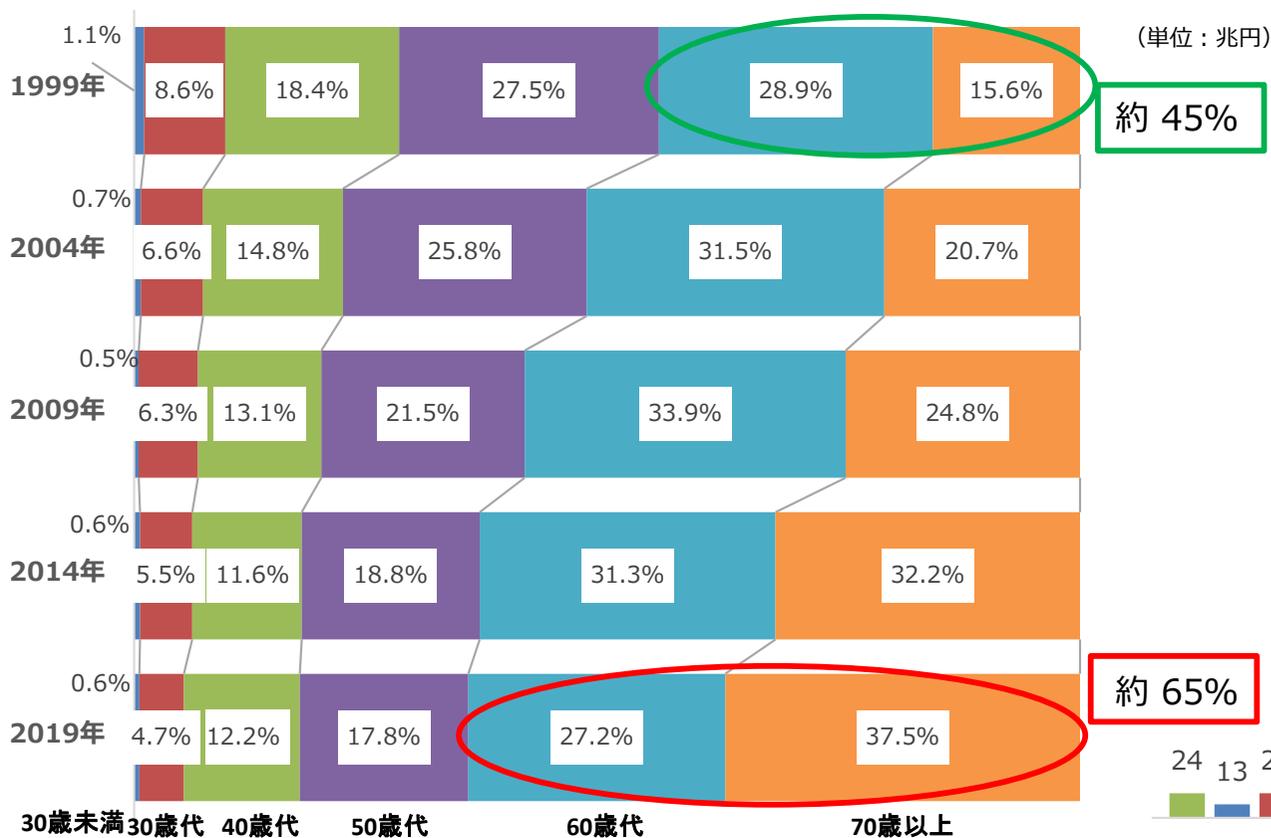
### 2-2 課税方式のあり方について

### 2-3 相続時精算課税や贈与税の非課税措置について

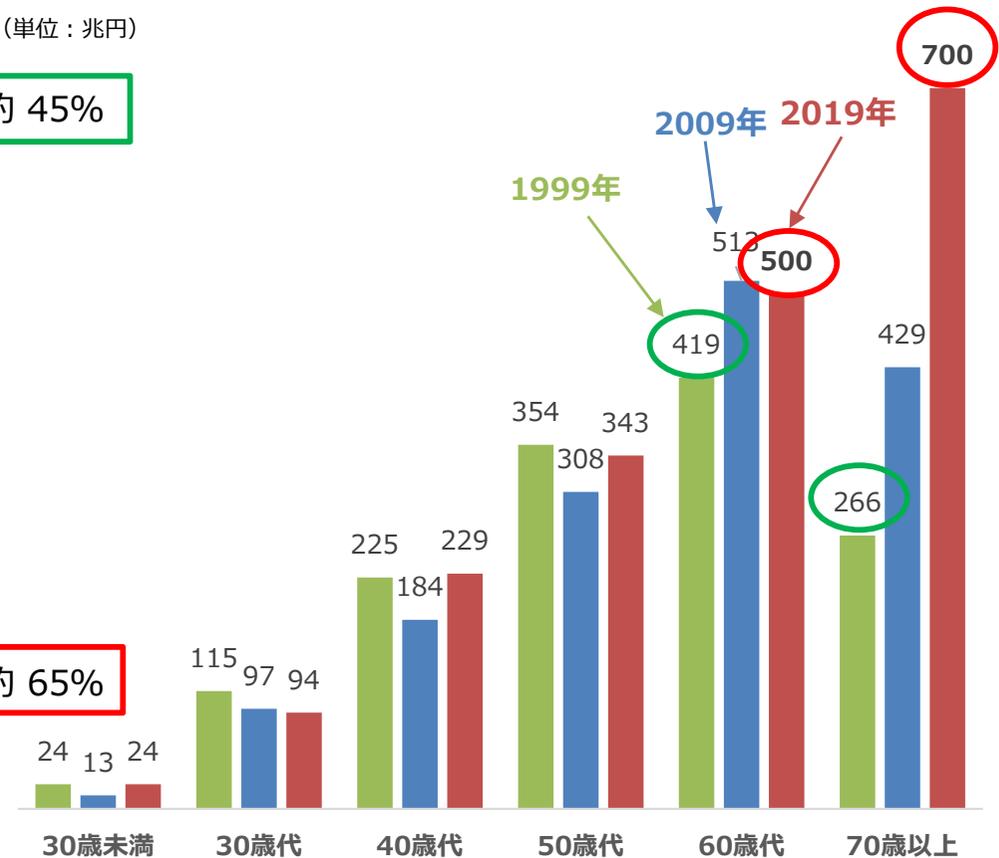
# 年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は**約1.5倍**に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が**65%**（約1,200兆円）の資産を保有

## 年代別 金融資産残高の分布の推移



## 年代別 金融資産保有総額



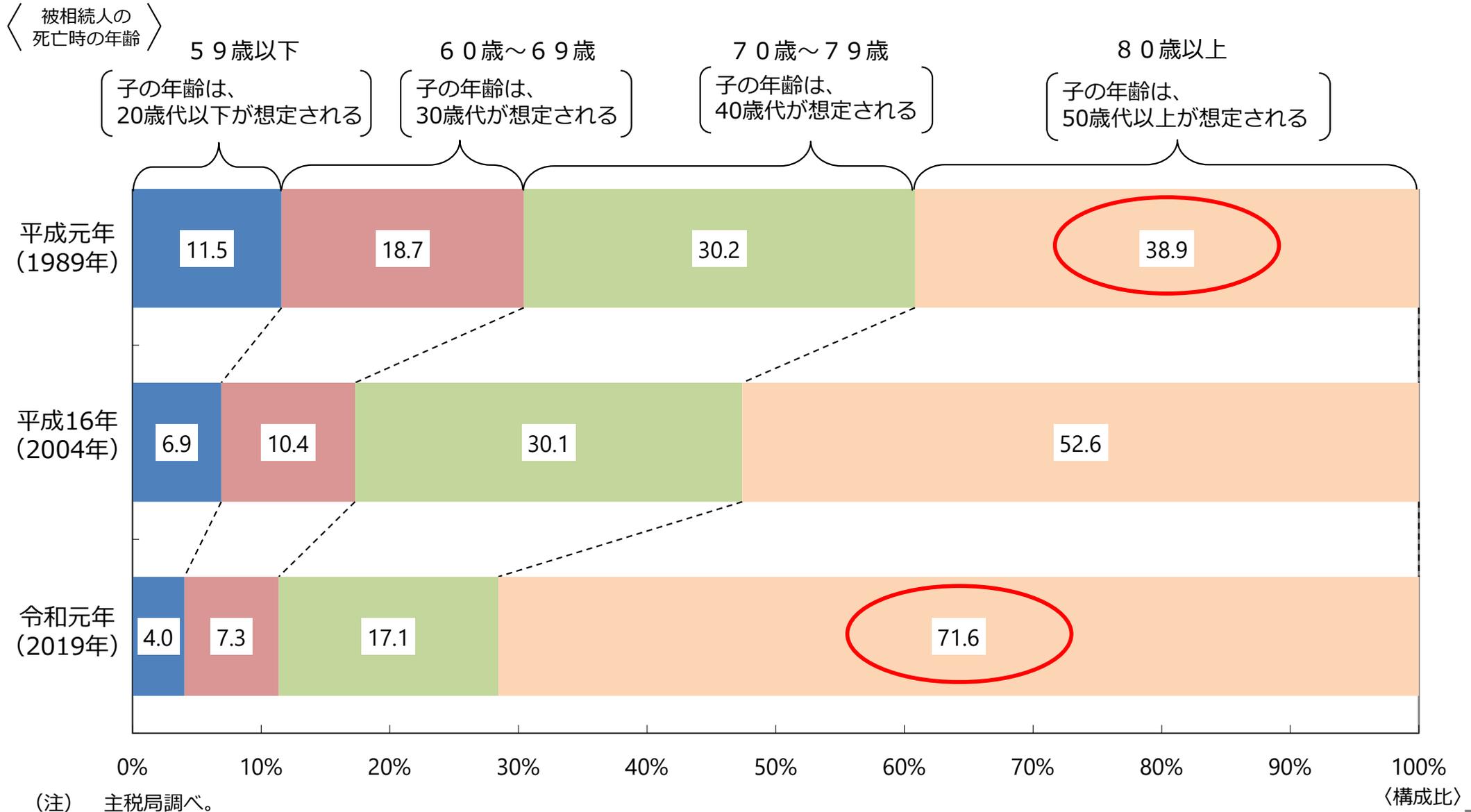
(注) 「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

(出典) 総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

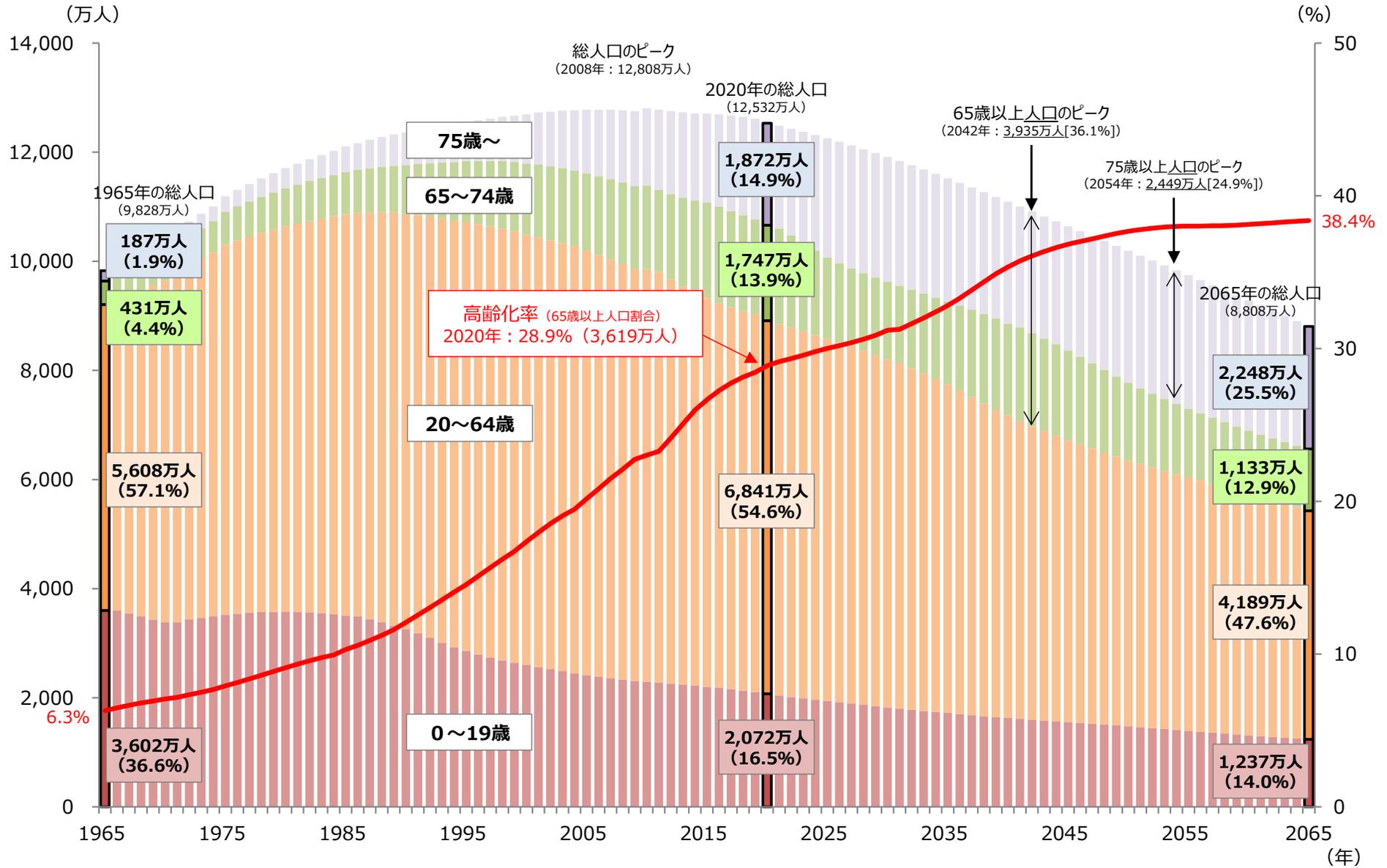
(出典) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

# 相続税の申告から見た被相続人の年齢構成比

○ 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加し、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況



# 少子高齢化の進行

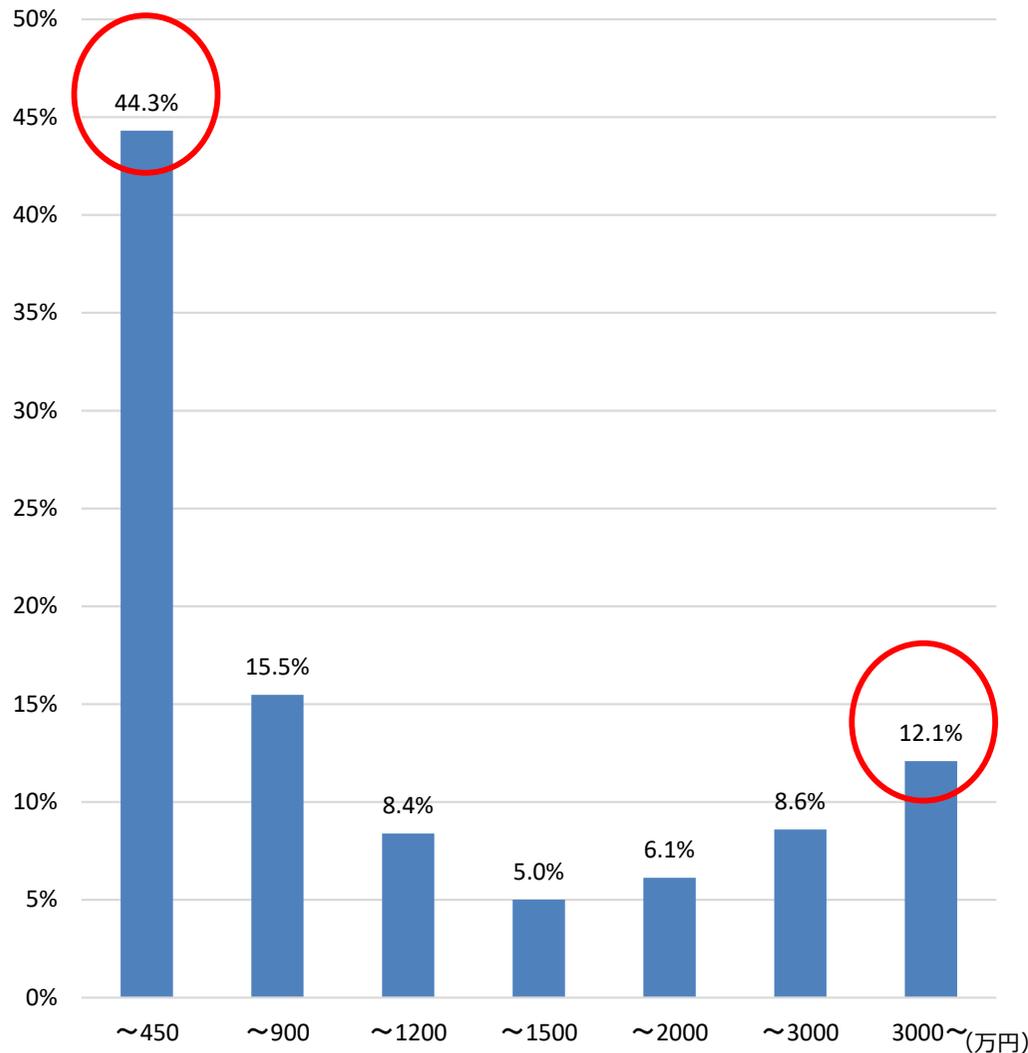


(出典) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）  
 (注) カッコ書きの計数は構成比

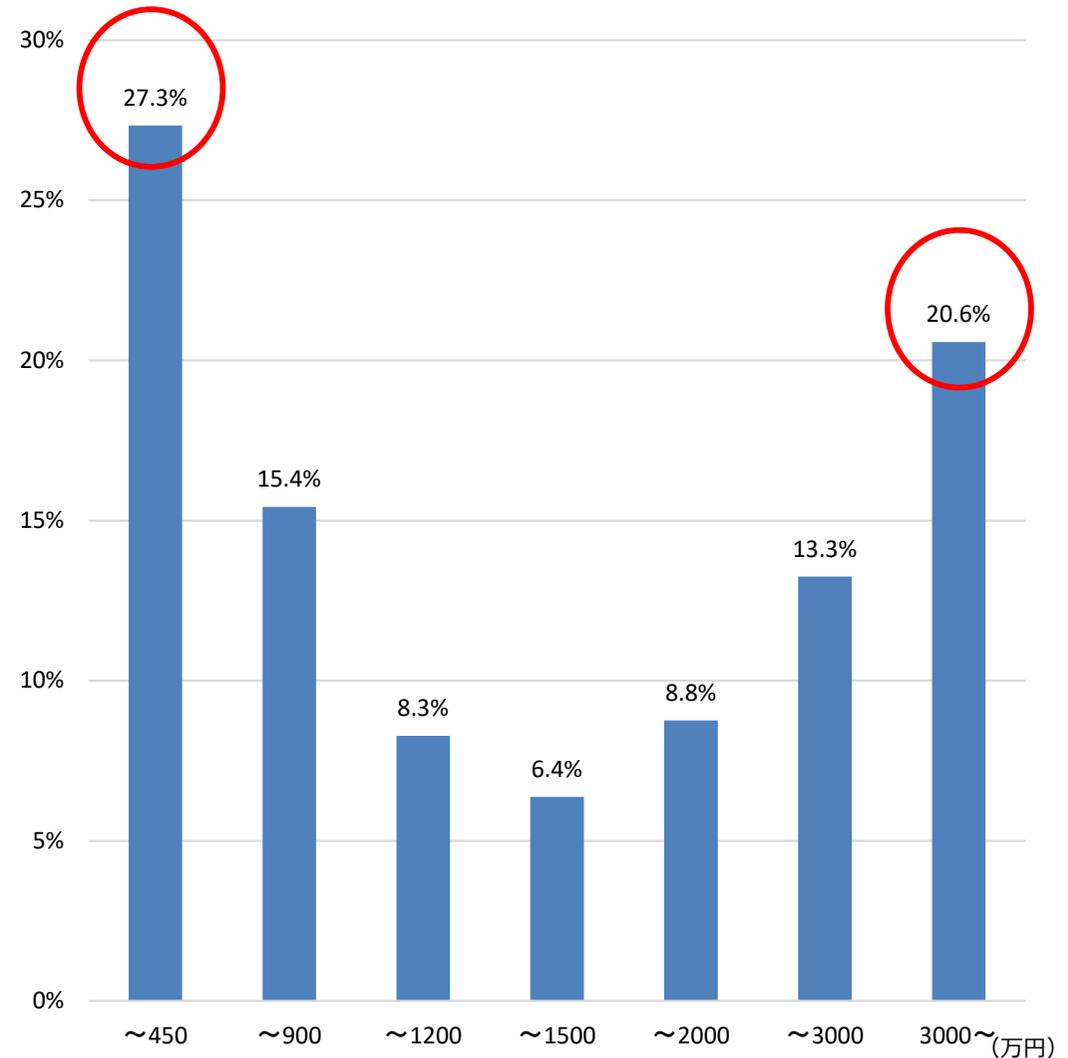
# 貯蓄現在高階級別 世帯数分布（高齢者世帯）

- 高齢者世帯における貯蓄現在高は、単身世帯では450万円未満の世帯が44%、3000万円以上の世帯が12%、夫婦世帯では450万円未満の世帯が27%、3000万円以上の世帯が21%となっている。

## 高齢者単身世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



## 高齢者夫婦世帯の貯蓄現在高分布（2019年）



(出所) 総務省「全国家計構造調査」

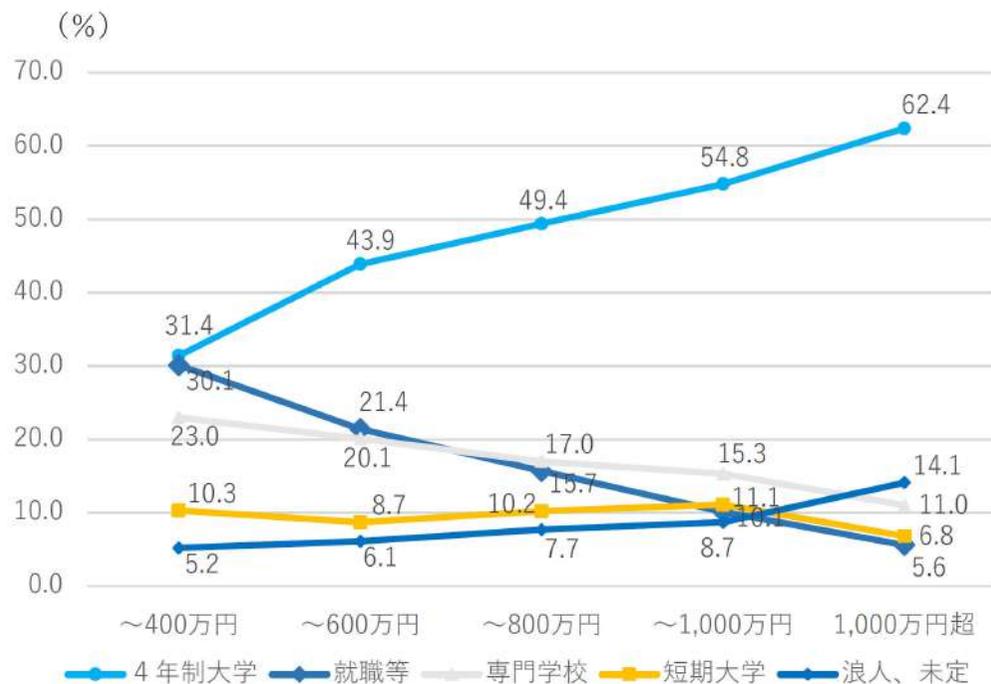
(注) 高齢者夫婦世帯は、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」。

# 親の所得と子の大学進学率

政府税制調査会（令和4年9月9日）における外部有識者（耳塚寛明氏）説明資料

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

## 高校卒業後の予定進路（家計年収別）

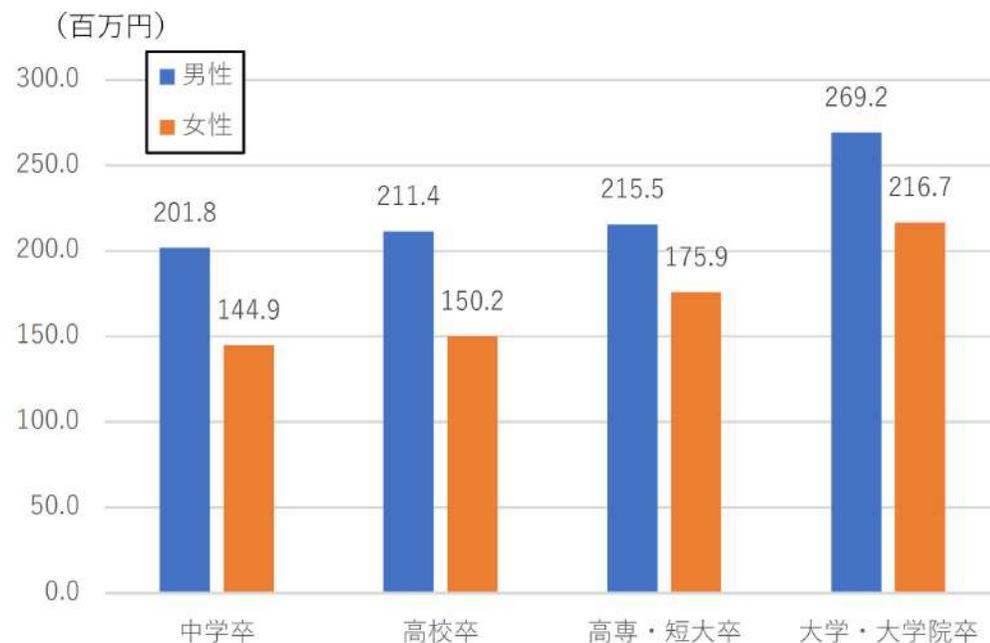


（注1）「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。

（注2）無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

（出典）東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」（2007年9月）より。

## 学歴別生涯賃金



（注）学校を卒業しただちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合（同一企業継続就業とは限らない）。退職金を含まない。

（出典）「ユースフル労働統計2019－労働統計加工指標集－（独立行政法人労働政策研究・研修機構）より。

# 家庭の経済事情による学力への影響

政府税制調査会（令和4年9月9日）における  
外部有識者（耳塚寛明氏）説明資料

（人づくり革命基本構想（H30.6）参考資料）

- 家庭の所得と全国学力調査の正答率を見ると、所得が高い家庭の子どもの正答率がより高いという傾向。
- 所得が最も低いグループ（年収200万円未満世帯）と最も高いグループ（年収1500万円以上世帯）では、正答率に20ポイント以上の開き（中3・数学B）がある。

《「世帯収入(税込年収)」と学力の関係》



A問題: 主として「知識」を問う問題。  
B問題: 主として「活用」を問う問題。

平成25年度文部科学省委託調査研究『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)』の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(お茶の水女子大学)より作成

< 第4回税制調査会（2020年11月13日）資料 >

1 相続税・贈与税をめぐる経済社会の状況

**2 相続税・贈与税の制度と課題**

**2-1 現行制度の概要と課題**

2-2 課税方式のあり方について

2-3 相続時精算課税や贈与税の非課税措置について

# 相続税の概要

- 相続税は、相続（又は遺贈）により財産を取得した個人に対して、その財産の取得時における時価を課税価格として課される税

## ■ 計算方法

相続財産の合計額から 債務・基礎控除額を控除した残額を 法定相続分で按分した金額に対して、累進税率を適用して相続税の総額を計算（法定相続分課税方式）

- 基礎控除 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数
- 税率 10%から55%までの累進税率（8段階）

## ■ 課税状況

	死亡者数・課税件数等				課税価格		相続税額		
	死亡者数	課税件数	課税件数割合	被相続人1人当たり法定相続人数	合計額	被相続人1人当たり金額	納付税額	被相続人1人当たり金額	負担割合
令和元年	1,381,093人	115,267件	8.3%	2.74人	158,021億円	13,709万円	19,759億円	1,714万円	12.5%
令和2年	1,372,755人	120,372件	8.8%	2.73人	164,106億円	13,633万円	20,928億円	1,739万円	12.8%

- (注) 1 “死亡者数”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他は「国税庁統計年報書」による。  
2 “被相続人1人当たり法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である（修正申告を含まない）。  
3 “課税件数”は、相続税の課税があった被相続人の数である。  
4 “課税価格”及び“納付税額”には更正・決定分を含む。また、“納付税額”には納税猶予額を含まない。

# 相続税の計算の仕組み

- 我が国では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産の額に応じ按分して税額を計算する方式（**法定相続分課税方式**）が採られている。

## 相続税の総額の計算

## 各人の納付税額の計算

